

## 蒲郡市農地集積集約化支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農地の集積又は集約化を進めることを目的とし、新たに経営農地の一団となる農地を耕作する担い手を支援するため、予算の範囲内において交付する蒲郡市農地集積集約化支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付要件)

第2条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構を介し、今まで賃借人が賃借契約をしていない農地（以下「交付対象農地」という。）に存続期間10年以上の賃借権を設定した賃借人であること。
- (2) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。
  - ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた農業者で、市内に住所又は事務所を有するもの
  - イ 法第14の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた農業者で、市内に住所又は事務所を有するもの
  - ウ 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人で、市内に事務所を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象から除くものとする。
  - (1) 新たに賃借する農地が現に耕作を行っている経営農地の一団とならないとき。
  - (2) 蒲郡市農業委員会が作成する農家台帳において同一世帯員間における賃借であるとき。
  - (3) 法人とその構成員又は構成員になろうとする者が相互における賃借であるとき。
  - (4) 現に賃借権の設定を受けている者が、農地中間管理機構を介する賃借権の設定に変更するとき。

- (5) 地域計画（法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）の目標地図（法第19条第3項に規定する地図をいう。）において、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が耕作する農地として位置づけられていないとき。
- (6) 蒲郡市農業委員会が作成する農地台帳における経営農地の全てを耕作していないとき。
- (7) 補助金の申請時において市税を滞納しているとき。

（補助金の額等）

第3条 補助金の額は、新たに存続期間が10年以上の賃借契約を結んだ交付対象農地の合計面積（10平方メートル未満は切り捨てるものとする。）に1000平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額とする。

- 2 補助金の交付に当たっては、同一年度における申請回数に制限は設けないが、同一交付対象者当たり1年度5万円を限度とし、1の契約につき1回まで交付するものとする。

（交付の申請）

第4条 申請者は、補助金の対象となる利用権の存続期間の初日の属する年の4月から12月末日までに、蒲郡市農地集積集約化支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用集積等促進計画の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を確認及び審査の上、補助金を交付すること又は交付しないことを決定し、その旨を蒲郡市農地集積集約化支援補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに蒲郡市農地集積集約化支援補助金交付請求書（第3号様式）を提出し、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、速やかに蒲郡市農地集積集約化支援補助金交付申請取下書（第4号様式）を市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が、自然災害、疾病その他の市長がやむを得ないと認める場合を除き、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する要件を欠いたとき。
- (3) 利用権の存続期間が満了する前に、利用権の中途解約又は貸借権移転を行ったとき。
- (4) 利用権の存続期間中に農地の有効利用を図ることを怠ったとき。
- (5) 前条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び延滞利息については、規則第20条の規定を適用する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月11日から施行する。